

仕 様 書

1 新小学1年生及びその保護者向け啓発資材の作成

児童（・障害者）相談センターが対応した児童虐待相談対応件数は、令和5年度は7,073件となり、前年度を僅かに減少した令和4年度から再び増加に転じて過去最多件数を更新した。年齢層別でみると、小学生が最も多いため、新小学1年生となるのを契機として、親子で児童虐待について考えてもらえるような啓発資材を作成する。

作成した啓発物については、入学前説明会（令和8年2月頃）等で配布する。

（1）内容

- 入学前説明会にふさわしい、明るい論調とすること。
- 児童虐待問題やオレンジリボンに関心を持ってもらえるよう、訴求力のあるものとする。
- イラスト等を多用し、見やすいレイアウトに心がけること。
- 入学前説明会等での配付を想定しているため、新小学1年生が持ち帰りやすい大きさ等とすること。
- オレンジリボンマークとその解説を記載すること。なお、オレンジリボンマークの使用にあたっては、特定非営利活動法人児童虐待防止全国ネットワークの承認を得ること。
- （3）の項目については、必ず記載すること。

※なお、児童向けの啓発資材と保護者向けの啓発資材を別にし、各60,000部ずつとしてもよいこととする。その場合は、啓発資材を一方に挟み込むなどして組み合わせ、一体で配布できる形とすること。

（2）数量

60,000部

（3）必ず記載する項目

- ◇「愛知県」のロゴマーク



- ◇ オレンジリボンマークと解説



- ◇ 児童虐待及び児童虐待の早期発見に関する解説等
- ◇ 相談先一覧
 - ・児童相談所虐待対応ダイヤル（189）
 - ・児童相談所相談専用ダイヤル（0120-189-783）
 - ・愛知県と名古屋市の児童相談所一覧（13か所の管轄地域、電話番号）
 - ・市町村児童福祉担当課一覧（53市町村の担当課名、電話番号）
- ◇ SNS相談窓口「親子のための相談LINE」の案内

子育ての不安や親子関係の悩みなどをLINEから相談できます。お気軽にご相談ください。
（二次元コード）



(URL) <https://line.me/R/ti/p/%40778asdia>

◇ 子ども・家庭 110 番の案内

子育ての悩みや家庭の問題がありましたら子ども・家庭 110 番（電話 052-953-4152）にお電話ください。子どもからの電話も受け付けています。

◇ DVの相談先の案内

まわりに配偶者からの暴力などで悩んでいる方がみえましたら、愛知県女性相談支援センター（電話 052-962-2527）若しくは男性DV被害者ホットライン（電話 080-1555-3055）をご案内ください。

◇ 奥付

令和 8 年 1 月発行

愛知県福祉局児童家庭課

電話 052-954-6281 F A X 052-971-5889

（４）規格等

リーフレット等を作成する場合は以下の条件を満たす物とする。また、リーフレット以外を作成する場合も同等以上の仕様とすること。

○再生コート紙とし、連量（四六判）は 70 kg 以上とすること。また、古紙配合率 70% 以上、白色度 80% 程度とすること。ただし、以上の仕様を満たすことが困難な場合には、代替する印刷用紙の使用を認める。

○４色印刷とし、芳香族成分が 1 % 以下の溶剤のみ用いるインキを使用すること。

2 街頭啓発やイベント等で使用する資材及び県民への配布物の作成

「オレンジリボン・児童虐待防止推進キャンペーン」期間である 11 月を中心に、街頭啓発やイベント等により、児童虐待防止について県民に対する周知啓発を実施するにあたり、それらの活動に用いる資材（のぼり旗、ジャンパー）及び県民に配布する物品（ポケットティッシュ）を作成する。なお、「3 県民へ向けた啓発活動の実施（自由提案）」とは別に行う啓発活動に使用するものであるため、本項目については資材及び物品の作成のみとする。

（１）のぼり旗及びジャンパーの作成について

ア 内容

○街頭・イベント等で使用し、児童虐待防止を広報啓発するために効果的なデザインとすること。

○オレンジリボンマークを記載すること。なお、オレンジリボンマークの使用にあたっては、特定非営利活動法人児童虐待防止全国ネットワークの承認を得ること。

○ウの項目については、必ず記載すること。

イ 数量

○のぼり旗：10 枚（固定する棒等については含めない。）

○ジャンパー：M サイズ 10 着、L サイズ 15 着

ウ 必ず記載する項目

◇ 期間の名称

11 月は「オレンジリボン・児童虐待防止推進キャンペーン」期間です

◇ オレンジリボンマーク



エ 規格等

サイズやデザインは以下の条件を満たす物とする。なお、いずれもオレンジ色を基調とする等オレンジリボンの啓発であることが一目で分かるデザインとすること。

○のぼり旗

- ・サイズは縦 180 cm 横 60 cm とすること（固定するためのひも等の部分は含めない。）。
- ・ポリエステル等の軽量の素材とし、屋外に設置することも考慮した容易にほつれない縫製とすること。
- ・上辺と横 1 辺を固定できるようにすること。
- ・片面印刷とすること。

○ジャンパー

- ・男女兼用のサイズとすること。
- ・ナイロン等の軽量の素材とすること。
- ・文字等の印刷範囲は正面に 1 か所（ワンポイント）及び背面とすること。

（２）ポケットティッシュの作成について

ア 内容

- 街頭・イベント等で配付あるいは各種施設に設置し、児童虐待防止を広報啓発するため、ポケットティッシュの中に啓発内容を記載した台紙を 1 枚入れること。
- オレンジリボンマークとその解説を記載すること。なお、オレンジリボンマークの使用にあたっては、特定非営利活動法人児童虐待防止全国ネットワークの承認を得ること。
- 台紙には、ウの項目について必ず記載すること。

イ 数量

20,000 個

ウ 必ず記載する項目

◇ 相談先

児童相談所虐待対応ダイヤル（189）

◇ 「愛知県」のロゴマーク



◇ オレンジリボンマークとその解説



エ 規格

- ・レギュラーサイズ、2 枚重ね 8 枚入りとすること。
- ・台紙は 4 色印刷とし、芳香族成分が 1 % 以下の溶剤のみ用いるインキを使用すること。

3 県民へ向けた啓発活動の実施（自由提案）

「オレンジリボン・児童虐待防止推進キャンペーン」期間である 11 月に、児童虐待防止について県民に対する周知啓発及び理解促進を目的とした啓発活動（オレンジリボンキャンペーン）を実施する。

（１）内容

○県民に向け、広く児童虐待防止を啓発するために必要な方法とすること。

（例）・駅構内等でのポスターや広報資材の掲示

- ・児童虐待防止について、デジタルサイネージや SNS 等を用いて県民へ発信

※企画提案における自由提案とし、委託業者決定後、内容を確定します。

(2) 実施期間

「オレンジリボン・児童虐待防止推進キャンペーン」期間（11月）

(3) 留意事項

○県として実施するにあたり、方法・デザイン・安全性等の点について児童虐待防止啓発にふさわしい内容とすること。

○街頭啓発やイベントを提案する際に必要な場合は、「2 街頭啓発やイベント等で使用する資材及び県民への配布物の作成」で作成する資材及び物品は使用せず、別に必要な個数を用意すること。

○オレンジリボンマークとその解説を掲載すること。なお、オレンジリボンマークの使用にあたっては、特定非営利活動法人児童虐待防止全国ネットワークの承認を得ること。

○児童相談所虐待対応ダイヤル（189）及び「親子のための相談 LINE」を記載すること。

○「愛知県」のロゴマークを入れること。

○提案にあたっては、その企画から運営まで全て委託業者が行うことを前提とすること。

○児童家庭課が過去に作成した次のアからエの動画を用いても良いこととする。ただし、その内容は改変しないこととする。

※動画は、以下に記載の児童家庭課公式 YouTube チャンネルからご覧ください。

ア「ひとりじゃない みんながいるよ」（愛知県児童虐待防止 PR 動画）15 秒 Ver.

(<https://www.youtube.com/watch?v=pC8bC4N283k>)

イ「ひとりじゃない みんながいるよ」（愛知県児童虐待防止 PR 動画）60 秒 Ver.

(<https://www.youtube.com/watch?v=03oEX-slJOY>)

ウ「児童虐待かも？」と思ったら 189 番へ（クイズ Ver.）

(<https://www.youtube.com/watch?v=PdJ-GSDAsh4>)

エ「児童虐待かも？」と思ったら 189 番へ（電話 Ver.）

(https://www.youtube.com/watch?v=t_lnG2ukY.jw)

4 各作成物の発送及び納入について

(1) 新小学 1 年生及びその保護者向け啓発資材の発送について

ア 市町村教育委員会（名古屋市内を除く）及び特別支援学校送付用

「児童及び保護者向け啓発資材（別となっている場合は一体とした状態のもの）」を各小学校単位に指定した部数を梱包し、市町村単位にまとめて指定した市町村教育委員会に送付すること。また、県内各特別支援学校に指定した部数を送付すること。

なお、県が指定する送付文を同梱すること。

イ 児童（・障害者）相談センター送付用

「児童及び保護者向け啓発資材」を 10 カ所の児童（・障害者）相談センターごとに、指定した形で指定した部数を送付すること。

なお、県が指定する送付文を同梱すること。

ウ その他

残部数については、愛知県福祉局児童家庭課へ送付すること。

エ 発送期限

令和 8 年 1 月 7 日（水）

(2) 街頭啓発やイベント等で使用する資材（のぼり旗及びジャンパー）の納入について

納入期限までに、全数量について愛知県福祉局児童家庭課へ納入すること。

○納入期限

令和 7 年 10 月 10 日（金）

(3) 県民への配布物（ポケットティッシュ）の納入について

納入期限までに、10 カ所の各児童（・障害者）相談センター及び愛知県福祉局児童家庭課に指定した数量ごとに梱包して納入先ごとにまとめ、指定した形で納入すること。

○納入期限

令和 7 年 10 月 10 日（金）

5 その他

業務の実施にあたっては、あらかじめ愛知県と協議することとし、愛知県が修正等の指示を行った場合には、愛知県の指示に従うこと。